

令和5年度第1回 大阪府成年後見制度利用促進研究会

令和5年8月9日
大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課



本日の流れ

1. 大阪府における担い手の育成方針
 - (1) 担い手の育成方針とは
 - (2) 前回研究会（R5.3.16）の主なご意見
 - (3) 大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針案（R5.8.9案）

2. 大阪府における体制整備に向けた取組方針
 - (1) 都道府県による取り組み方針とは
 - (2) 課題整理時（R4.9.26）の主なご意見
 - (3) 大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針案

1. 大阪府における担い手の育成方針

(1) 担い手の育成方針とは

令和4年3月28日厚生労働省事務連絡

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について（周知）」より

(内容) 市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手（市民後見人・法人後見実施団体）育成に取り組んでいくかを示す。

(分量) A4用紙1～2枚程度で、わかりやすく端的に示すことが重要

(時期) 令和6年度末までに策定

第二期計画の工程表とKPI①

	KPI① (令和6年度末の達成状況)	令和4年度	令和5年度	令和6年度*	令和7年度	令和8年度	
市民後見	任意後見制度の利便促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50自治体 ・地方自治体 ・主289公認後見	周知、広報、地方自治体、法務局等による シェアード・コミュニケーションの推進	周知、広報、地方自治体、法務局等による シェアード・コミュニケーションの推進	周知、広報、地方自治体、法務局等による シェアード・コミュニケーションの推進	周知、広報、地方自治体、法務局等による シェアード・コミュニケーションの推進	
	担い手の確保・育成等の推進 ・地域存続による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の取組の推進	・全47都道府県	地域存続による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の取組	地域存続による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の取組	地域存続による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の取組	地域存続による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の取組	地域存続による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の取組
	・地域存続における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成取組の実施	・全47都道府県	地域存続における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成取組の実施	地域存続における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成取組の実施	地域存続における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成取組の実施	地域存続における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成取組の実施	地域存続における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成取組の実施

(2) 前回研究会 (R5.3.16) の主なご意見

市民後見人養成・支援事業未実施市町村への働きかけに関するご意見

- 体制整備の議論と共に進めていく必要性
 - ・地域福祉支援計画に位置付ける等、地域共生社会として面的に機能させるための働きかけが必要。
 - ・市民後見人の養成は、人材不足を補うというのではなく、ご本人にとってもっともふさわしい後見人を増やすものという理念を、市町村へ伝えていくことが大事。
- 働きかけの方策
 - ・市民後見人の養成事例について、トップランナーの成功事例もよいが、紆余曲折を経て養成事業の実施にこぎつけ、今はほんの少し先を行く事例を紹介する。
 - ・受任されている市民後見人と被後見人の声を聴く機会を設ける。

法人後見実施団体の養成・支援に関するご意見

- 法人後見のあり方
 - ・市民後見人の養成スキームがしっかりと構築された中、さらに一步進めて法人後見を推進するためには、その理由や目的を分かりやすく打ち出す必要がある。
 - ・職能団体としては、法人後見は長期的支援という面とともに、困難な事案に法人として対応するものと考えている。
- 社会福祉協議会の法人後見
 - ・望ましい形ではあるが、業務負荷を考えるとハードルは高い。

2

(3) 大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針案（R5.8.9案）

前回研究会 (R5.3.16) からの修正点

2. 市民後見人
 - ・「分類」を「フェーズ（段階）」に修正
 - ・フェーズの並び順を入れ替え、フェーズ1を事業未実施市町村、フェーズ3を受任実績がある市町村に修正
3. 法人後見実施団体
 - ・「法人後見実施機関」を「法人後見実施団体」に修正
 - ・府が養成すべき法人後見の研究と推進を追加
 - ・法人後見実施機関の交流支援を削除
 - ・市町村社協への働きかけを削除

3

3. 法人後見実施団体

(1) 府が養成すべき法人後見の研究と推進

府は、二期計画を踏まえ、府が養成すべき法人後見について研究し、推進する。

二期計画P. 54～55「法人後見の担い手の育成」

ア 基本的な考え方

- ・法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。
(中略) 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。
- ・一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をすることがある。

(補足説明)

府が法人後見を推進する上での課題

- ・府では法人の活動実態（受任数や事案の内容等）が把握できていない
- ・法人の信頼性の担保方法 等

確認事項

大阪府の担い手の育成方針について、ご意見があればお願いします。

4

2. 大阪府における体制整備に向けた取組方針

(1) 都道府県による取組方針とは

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」より

(目的) 地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

(目標) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

(盛り込むことが望ましい内容)

- ・都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
- ・担い手の確保の方針
- ・市町村に対する体制整備支援の方針

5

(参考) 二期計画「4(4)③都道府県による取組方針の策定」

二期計画P60.61 「4(4)③都道府県による取組方針の策定」

ア 都道府県による取組方針に盛り込むことが望ましい内容

都道府県による取組方針では、市町村計画と同様に、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

- ・目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
- ・目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

一方で、都道府県は広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。

- ・都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
- ・担い手の確保の方針
- ・市町村に対する体制整備支援の方針

上記方針を示すことを優先しつつ、さらに、個別事案等で市町村に対して助言などを行えるよう、以下に掲げる方針も盛り込むことが望ましい。

- ・市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

6

(2) 課題整理時 (R4.9.26) の主なご意見

市町村の体制整備に関するご意見

- ・先行している市民後見人養成の体制整備を参考に、市町村支援の提案方法を検討すべき
- ・中核機関未整備の市町村は、困ることはないのか
- ・ご本人に制度の理解やメリットを伝える工夫が必要

後見人支援 (チーム支援) の必要性に関するご意見

- ・親族後見人が自然とチームメンバーになれるようなモデルケース等の検討

7

(3) 大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針案

大阪府の方向性

「大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針」として策定した上で、第5期地域福祉支援計画（令和6年度～）に反映させる

大阪府案は資料3のとおり。
次項より、案文とその補足説明を記載している。

大阪府案 目次

1. 目的
2. 大阪府における協議会
3. 市町村に求められる体制整備
4. 大阪府による体制整備に向けた支援
 - (1) 中核機関の立ち上げに向けた支援
 - (2) 中核機関の機能強化に向けた支援
5. その他

8

1. 目的

府は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「二期計画」という。）に基づき、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる体制を、府内全市町村が整備できるよう、関係機関等と協働し、市町村の成年後見制度利用促進に係る体制整備を支援する。

（補足説明）

- ・「関係機関等」とは、市町村社協、専門職団体、家庭裁判所等を指す。

9

2. 都道府県における協議会

府は、二期計画に基づく都道府県に求められる支援策を検討するため、「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を、大阪府における協議会として位置付ける。

（補足説明）

- ・都道府県による協議会には、以下の取組が求められている。

- 担い手を確保・育成するための方針策定や交流の機会の支援
- 管内市町村の体制整備等の取組を進めるための具体的支援策の検討
- なお、受任者調整の検討・協議の場を単独で設置することが難しい市町村でも、具体的な事案で受任者調整を行えるようにするため、都道府県には、自ら受任者調整の検討・協議の場を設置するなどの支援を行うことが期待される。

（二期計画「中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進」（P.44）より）

10

3. 市町村に求められる体制整備

市町村には、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下、「地域連携ネットワーク」という。）づくり及びその機能強化のため、地域連携ネットワークのコーディネートを役割とする中核機関の整備が求められている。

（補足説明）

・中核機関には、以下の役割が求められている。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割

（二期計画「地域連携ネットワークのしくみ」（P.24）より）

11

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

（1）中核機関の立ち上げに向けた支援

①包括的な支援体制への位置付け

市町村が権利擁護支援を包括的な支援体制に位置付け、庁内及び関係機関との連携を促進できるよう、その考え方について研修等による周知啓発を行う。

（補足説明）

・包括的な支援体制の整備は、市町村の努力義務とされている。

社会福祉法第106条の3

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

12

(参考) R5大阪府調査結果

R5成年後見制度利用促進に係る市町村調査（大阪府地域福祉課においてR5年度調査実施）

◆包括的支援体制の整備を進めていますか。

重層的支援体制整備事業を実施している	11
重層的支援体制整備事業の実施に向け取り組んでいる	16
重層的支援体制整備事業には取り組んでいないが、包括的支援体制の整備は進めている	8
進めていない	8

（「重層的支援体制整備事業を実施している」と回答した11市町村への質問）

◆重層的支援会議や支援会議等において、ご本人の権利擁護の観点は確保されていますか。（複数回答可）

中核機関の参加により確保している	4
その他の方法で確保している	6
考えていない	2

（「その他の方法で確保している」内容）

- ・地域貢献事業等を通じた社協や社福法人施設CSW等の会議への参加により、司法へのつなぎの支援や、意思決定のための寄り添い支援を含めたチーム支援を行っている
- ・各分野の担当者（日常生活自立支援事業等）の会議への参加 ・適宜、専門職への相談を行っている

13

(参考) R5大阪府調査結果

R5成年後見制度利用促進に係る市町村調査（大阪府地域福祉課においてR5年度調査実施）

（「重層的支援体制整備事業には取り組んでいないが、包括的支援体制の整備は進めている」と回答した8市町村への質問）

◆どのような取組を進められていますか。

また、その中でご本人の権利擁護の観点はどのように確保していますか。

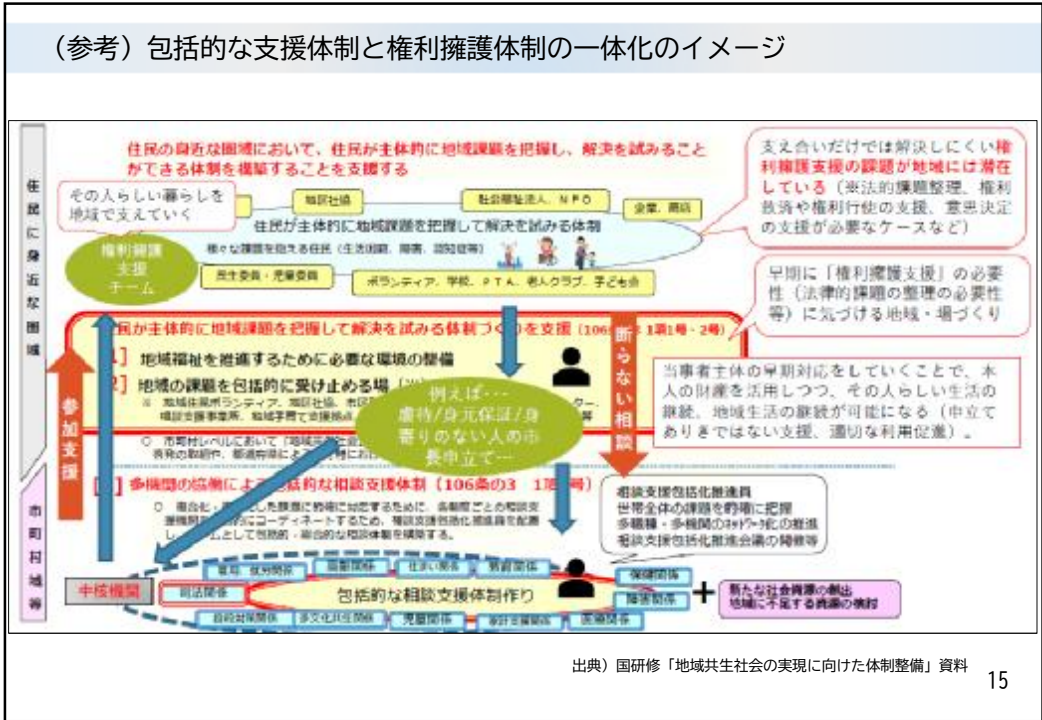
○取組内容

- ・地域福祉計画に目標を定め、総合的な相談支援体制の充実に取り組んでいる。
- ・多機関が連携・協働し、属性や分野にとらわれないワンストップ相談、伴走型の支援等を行っている。
- ・包括的支援体制の整備に向け、庁内連携会議や相談支援機関との協議を進めている。

○権利擁護支援の観点の確保方法

- ・中核機関や市町村社協等の関係者の、支援会議（生困事業）への参加
- ・虐待防止及び成年後見制度利用促進に関する取組を推進し、権利擁護支援体制の強化を図っている。
- ・地域福祉計画へ、権利擁護の推進について明記している
- ・権利擁護の視点は考えていない

14



- (参考) 他事業との具体的な連携の取組
- ・ **包括的相談支援事業との連携**
 - ・ 包括的相談支援事業で受けとめた課題に権利擁護支援ニーズが含まれている場合、中核機関が連携して支援できる体制を整備する。
 - ・ **多機関協働事業との連携**
 - ・ 上記のようなケースにおいて、権利擁護支援の課題を抱えている場合には、多機関協働事業者が行う会議（重層的支援会議）などに中核機関が参加する体制をつくり、どちらが把握した場合でも多機関協働の枠組みの中で支援ができるような体制を整備する。
 - ・ **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業との連携**
 - ・ セルフネグレクトなど、権利擁護支援ニーズを抱えているにもかかわらず支援を拒否していたり、関係構築が難しい場合、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と連携した支援によって早期の支援につなげることができる。
 - ・ **参加支援事業との連携**
 - ・ 成年後見人等を中心としたチームが本人の社会参加を支援していくに当たり、参加支援事業と連携していくことで、多様な地域の社会資源とのマッチングを行うことができる。
- 詳細は「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」（社援地発0331第3号、令和3年3月31日）を参照
- 出典) 国研修「地域共生社会の実現に向けた体制整備」資料 16

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(1) 中核機関の立ち上げに向けた支援

② 先行事例等の情報提供

府内で中核機関整備済みの市町村の先行事例や、市民後見人養成・支援事業を実施している市町村の体制整備例について、市町村に提供する。

(補足説明)

現在の府の取組状況

- ・市町村意見交換会（ブロック別）や勉強会の実施
- ・大阪府成年後見制度利用促進専門員派遣事業の実施

考えられる取組例

- ・国の先駆的取り組み事例集等を参考に、府内の市町村の整備事例を取りまとめる。
- ・市民後見人養成・支援事業の、各市町村における活動について周知する。
- ・市町村へ個別ヒアリングを実施し、必要な情報を提供する。

17

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(1) 中核機関の立ち上げに向けた支援

③ 立ち上げへの助言

市町村の求めに応じて、国の養成する専門アドバイザーの派遣等を行う。

(補足説明)

専門アドバイザーについて

厚生労働省は、令和4年度より「体制整備担当アドバイザー」「権利擁護支援担当アドバイザー」の養成研修を実施。昨年度は、大阪府から5名が受講。

現在の府の取組状況

- ・大阪府成年後見制度利用促進専門員派遣事業の実施
- ・市町村や関係機関向けの相談窓口の設置

意見交換①

市町村の中核機関立ち上げに向け、府はどのように働きかければよいか。

18

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(2) 中核機関の機能強化に向けた支援

① 権利擁護の相談支援

市町村の各相談窓口で、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に繋ぐことができるよう、相談窓口職員等を対象とした研修を実施する。

市町村の成年後見制度相談窓口について、大阪府ホームページにて広く周知するとともに、家庭裁判所と連携し、親族後見人等への案内を行う。

(補足説明)

現在の府の取組状況

- ・ 権利擁護実務初任者研修会（年1回実施）
- ・ 大阪府ホームページにおいて、市町村の成年後見制度相談窓口を掲載 →P. 21
- ・ 「成年後見制度利用促進研修の手引き」の作成（R2）→参考資料1

意見交換②

親族後見人等へ効果的に周知するためには、どのような取組が考えられるか。

19

(参考) R5大阪府調査結果

R5成年後見制度利用促進に係る市町村調査（大阪府地域福祉課においてR5年度調査実施）

- ◆各相談窓口において、早期に権利擁護支援の必要性（法律的課題の整理等）に気付けるよう体制整備をされていますか。（複数選択可）

各相談窓口に向けた権利擁護支援の研修を行っている	5
各相談窓口にアセスメントシートを配布している	5
その他	22
何もしていない	17

(「その他」の内容)

- ・ 相談支援機関からの依頼に基づき、地域で開催されるチーム会議に専門職を派遣し、成年後見制度利用支援の必要性に関する助言等を行っている（専門職派遣）
- ・ 相談支援窓口担当課において、専門職団体と連携し、個別ケースの相談の場を設けている
- ・ 重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を実施している
- ・ 各相談窓口にて、成年後見制度や中核機関の周知啓発を行っている 等

20

(参考) 大阪府ホームページ

市町村の成年後見制度相談窓口一覧

令和3年度より大阪府ホームページに掲載

大阪家庭裁判所と連携し、同情報を後見人ハンドブックに掲載いただいている

成年後見制度についての市町村相談窓口一覧

更新日：2023年5月9日

成年後見制度についての市町村相談窓口一覧

相談窓口一覧（令和5年4月3日現在）

府内市町村における成年後見制度相談窓口一覧です。

- ※ まずは、成年後見制度を利用される方がお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。
なお、高齢の手続きは、管轄する家庭裁判所で行うことになります。
- ※ 番号に★マークがついている市町村は、中核機能整備市町村です。
中核機能とは、・・・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機能
- ※ 一覧のダウンロードはこちら [Excelファイル/27KB] から。

番号	市町村名	窓口の名称	所在地	電話番号/メールアドレス
1★	大阪市	大阪市成年後見支援センター	大阪市西成区出城二丁目9番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階	06-4392-8282

21

(参考) R5大阪府調査結果

R5成年後見制度利用促進に係る市町村調査（大阪府地域福祉課においてR5年度調査実施）

- ◆第二期基本計画において、市町村に親族後見人の支援（チーム開始の支援、相談支援等）が求められているところですが、親族後見人がチームの一員となれるよう、ケース会議への出席を求める等の取組を行っていますか。行っている場合、その内容をご回答ください。

行っている	3
(内容) ・親族後見人等相談会を月1回開催し、相談に対する助言等を行っている ・親族後見人に限らず、対象のケースに後見人等が選任されている場合には、個別地域ケア会議等への出席を求めている	
行っていない	40

22

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(2) 中核機関の機能強化に向けた支援

②適切な選任形態の判断

市町村において、受任者調整のしくみを検討できるよう、意見交換の場を設ける等、情報提供を行う。

市町村が上記の情報提供を受け、しくみを検討した結果、受任者調整の場を単独で設置することが難しい場合、府が受任者調整の場の設置を検討する。

(補足説明)

- ・大阪府内で、市町村単位で受任調整を行っているのは6市（R4取組状況調査より）
- ・市民後見人については、市民後見人養成・支援事業の中で受任者調整を行っている。

現在の府の取組状況

- ・市町村意見交換会（中核機関設置市連絡会）の実施

23

(参考) R5大阪府調査結果

R5成年後見制度利用促進に係る市町村調査（大阪府地域福祉課においてR5年度調査実施）

- ◆申立て時に適切な後見等候補者を調整することは、審理期間の短縮や選任後のミスマッチ防止に繋がります。ご本人だけでなく市町村や支援関係者にとっても大きなメリットがありますが、市町村単位での後見等候補者の受任調整について、必要と感じていますか。

また、その理由をご回答ください。

受任調整は必要と感じている（市町村長申立以外の事案も含む）	8
(理由) ・親族申立て等も、制度利用を急ぐケースであれば必要と考えているため ・本人申立ての場合、準備行為から支援が必要であり、市が関わっていることが多いため	
受任調整は必要と感じている（市町村長申立事案のみ）	19
(理由) ・迅速な対応が求められ、虐待解消及び虐待防止のために制度を活用しているため ・市長申立以外の事案は、相談支援の経過の中で候補者を調整することが多いため	
必要性を感じていない	16
(理由) ・現状、必要性を感じることがないため ・受任調整した結果が、必ずしも審判決定されとは限らないため ・受任者の適格性判断や、親族間の意見相違があった場合の責任を、市町村が担うケースが出てくると考えるため	

24

(参考) 二期計画「3 (3) ②地域連携ネットワークの機能を強化するための取組」

二期計画P.39 「3 (3) ②地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 (地域の体制づくり)」

(ウ) 「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり

- ・ 都道府県・市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力を得て、候補者の検討方法 (検討の体制や候補者推薦の目安など)、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけでなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態 (複数後見など)、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。
- ・ 家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所を含めた協議の実施などの対応も期待される。
- ・ 専門職団体には、家庭裁判所や中核機関と連携し、円滑かつ適切に後見人候補者等の推薦を行えるようにしておくことが期待される。

25

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(2) 中核機関の機能強化に向けた支援

②適切な選任形態の判断

(続き)

市町村が成年後見制度利用支援事業の適切な実施について見直しできるように、府内市町村の事業実施状況について情報共有する。

(補足説明)

- ・ 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について (R5.5.30厚生労働省事務連絡)」において、都道府県には広域的な見地から、以下の好事例のような市町村支援が求められている。

○都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例 (香川県)

26

(参考) 都道府県の好事例

都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例（香川県）

- 管内市町から要綱やマニュアル等の収集、整理
 - 令和元年度から、管内17市町の成年後見制度利用支援事業の実施要綱を集約し、対象者、要件の内容等を比較できる一覧表を作成。各市町、県・市町社協、専門職団体、家庭裁判所と共有。
 - 同じく令和元年度に、報酬助成の対象を市町長申立てに限定していた市町に対して、見直しを検討するよう依頼。

ポイント

管内市町における報酬助成の対象の平準化を図るために行った工夫

- 説明根拠の提示
 - 地域支援事業実施要綱に本人申立てや親族申立ても対象である旨が明記されていることを説明。
- 「できることから取り組もう」という説明
 - 何から取り組んでいいかわからない市町に対し、県と県社協とで、要綱を見直すことも権利擁護支援の取組の一つと考えられると説明。
- 県内市町の取組状況の継続的な共有
 - 全市町の取組状況を取りまとめた一覧表を毎年更新。市町等と共有。

取組を進めたことによる効果

- 県内全市町で報酬助成の対象者を市町長申立て者に限定しない要綱に改正(令和4年4月1日時点)。
- 各市町担当者が主体的に成年後見制度利用促進や権利擁護支援について考えるきっかけの一つになった。

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用促進支援事業の推進に向けて<参考事例集> P.20

27

4. 大阪府による体制整備に向けた支援

(2) 中核機関の機能強化に向けた支援

③ 権利擁護支援チームの自立支援

府は、権利擁護支援チームが権利擁護支援について共通の理解をもち、意思決定支援に取り組めるよう、市町村等に対し、意思決定支援研修を実施する。

(補足説明)

- 意思決定支援指導者研修養成講座（R4国実施）の府内受講者は4名（弁護士会3名、社会福祉士会1名）
- 都道府県による意思決定支援研修の実施は、二期計画のKPIに設定されている。
- 本人の意思決定支援の必要性について理解浸透を図る中で、チームにおける後見人の役割など、チームに加わることの必要性や意義を伝えていく。

二期計画P.11 「2(1) ①成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透」

都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

28

意見交換

意見交換① (P.17~18)

市町村の中核機関立ち上げに向け、府はどのように働きかければよいか。

(参考) 資料4 府の取組状況一覧

意見交換② (P.19)

親族後見人等へ効果的に周知するためには、どのような取組が考えられるか。

その他

29

今後の予定

令和6年度

第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会

・府が養成すべき法人後見の研究と推進について

30